

平成22年11月定例教育委員会会議録

日 時	平成22年11月12日(金) 午後1時30分～午後5時30分					
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室					
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委 員 高橋 照江 委 員 加藤 剛 教育長 金子 信夫					
欠席委員	なし					
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 三竹 芳則 図書館長 和田 義満 教育指導課長兼 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課庶務班 吉田 浩成					
傍聴者	なし					
会議次第	1 開 会 2 前回会議録の承認 3 教育長の報告及び提案 (1) 平成22年12月の開催行事等について (2) 行政評価結果に対する今後の取組方針について (3) 第23回はだの子ども野外造形展の開催結果について (4) 第23回インターナショナルフェスティバルの開催結果について (5) 平成22年度第4回いじめを考える児童生徒委員会の開催について (6) 子どもの事件・事故について (7) 第63回優良公民館表彰について (8) 第1回親子川柳大会表彰式と第37回親と子の音楽会開催について (9) 県民スポーツ週間「さわやかウォーク2010」等の開催結果について (10) 第24回夕暮記念こども短歌大会について (11) ブックスタート用コットンバッグの寄贈について (12) 「図書館開館25周年記念しおり」の配布について (13) 西小学校創立90周年記念式典の開催結果について (14) 全国国公立幼稚園長会特別事業関東甲信越ブロックキャンペーン					

	<p>研修会の開催結果について</p> <p>(15) 臨時代理の報告について 報告第7号 平成22年度秦野市教育委員会教育功労者等表彰の候補者の追加について</p> <p>(16) クマの対応について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第22号 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定及び秦野市部設置条例の一部を改正することについて</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 平成23年度秦野市一般会計予算（教育費）の編成について</p> <p>6 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

委員長 11月定例教育委員会会議を開催いたします。
前回の会議録について、ご質問、ご意見等がございますか。
—特になし—
前回の会議録を承認いたします。

次に報告「(6) 子どもの事件・事故について」は、個人情報が含まれるため、「議案第22号 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定及び秦野市部設置条例の一部を改正することについて」は、本市の機関において現在協議中の案件であり、公開することが適当でないと認められるため、秘密会での審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
—異議なし—
よって、報告6及び議案第22号は秘密会での報告といたします。

教育長の報告及び提案についてお願いいいたします。
—教育長の報告及び提案—
ご質問、ご意見等ございますか。

いじめを考える児童生徒委員会の開催に関して、第一段階として、子どもたちの意識の高揚を意識的に図って、そもそもそのいじめをなくすという働きかけは当然必要でありますし、継続していくべきだと思います。しかし、残念ながら秦野でもいじめが完全にゼロではないというところを踏まえ、第二段階として、教職員に対して、いじめを見つけ、ど

教育指導課長

う対処していくかというような指導や研修会がどのような形でなされているのか、お聞かせいただければと思います。

早期発見という観点におきまして、中学校は9校全部で、毎年子どもたちへの匿名を基本としたアンケート調査を実施しており、小学校でも昨年は8校がやっています。何かが起きてからやるということではなくて、子どもの意識を知るという意味も含めたアンケートをするということを心がけ、啓発に努めているということが1つです。

研修会につきましても、本町中学校区のいじめ対策の研究発表、東海大学の先生の「横浜プログラム」の話を中心とした研修、夏には、子どもたちのコミュニケーションの力、仲間づくりをするための学習会として、ソーシャルスキル研修会を実施しています。

加藤委員

早期発見に向けて、いろいろと取組みがなされていることがよくわかりました。

桐生の事件に限らず、いじめに関する報道等を見ていると、いじめを受けている子の親御さんが、いじめがあるということを学校に再三にわたって働きかけても、最終的に学校は、いじめはないという認識だったという回答がよく見られると思うのです。教育関係の解説者が言うには、自分のクラスで、また自分の学校でいじめが起こったことを上のほうに報告したときに、自分のスキルの汚点になる、自分の落ち度であるようにとられる風潮があるので、報告しづらいのではないかというような話がありました。秦野では実際にそういうことがあるのかどうか。もし実际にないにしても、教職員の中でそうなってしまうのではないかという恐れを持っている雰囲気はないのかどうか、お聞かせいただければと思います。

教育指導課長

ただいまの質問に関連して、10月27日に、県教育委員会が中地区3市2町の担当課長とともにそれぞれの取組みを検証する機会がありました。この中で、平成20年、教育長を中心とした「人はなぜ『いじめ』をするのか」のレポート、及びいじめをなくすためのリーフレットをホームページに載せていること等を申し上げたところ、非常に評価を受けました。

ただし、何か起きたときチーム対応として、秦野市と関係機関との連携で幾つかのパターンを提示しているけれども、まだ、事件が起きてそれをほかの先生方に相談していないというものが小学校で若干見られます。中学校や小学校高学年

教育長

では、自分で抱え込んで何とかしようという意識は、大分なくなってきたましたが、低学年では何とか自分でできるんじやないかという傾向もあります。その辺は課題として位置づけておりますので、ご理解いただければと思います。

委員長

中学校では、子どもというのは発達の過程でいろいろなことを起こすし、いろいろな問題をむしろ我々に投げかける。それに対応していくことでお互いに進歩するし、成長するぐらいの気持ちでいますから、クラスで起きたことを一々隠すとかあり得ないです。小学校はまだ、自分の指導の至らなさみたいなものを思うからでしょうか。そうじゃなくて、子どもがこれだけいれば、いろいろなことがあっても不思議じゃないと思ってくれれば、周囲もそういう目で見れば大分違うので、園長・校長にそういう話をしています。そういう点では、早期発見、あるいは、保護者からの訴えに対して、それを学年の問題、学校の課題にサッとできるような雰囲気はきっとあるに違いないということは期待しているんです。

また、今回の群馬の事件について、そういうことにならないように最善を尽くすしかないのですが、そうは言っても、まさかと思うようなことが起きないとも限らない。そのときの対応の準備もしておかないといけないということでは、学校の現場は常に緊張感と厳しさを抱えているということになるのだろうと思います。

校長、園長にそういう話をされたということは大変よかったですと思うけれども、学校ごとにはその後どういうことが行われたんですか。

教育指導課長

「育てようやさしい心」の冊子について、教育長から園長・校長会で、「ホームページでもダウンロードできますし、また、問い合わせれば、こちらからも提供できますから、ぜひ効果的に有効に使ってほしい」という投げかけをしていただきました。学校からも指導課のほうに問い合わせが来ており、職員会議等の中で連絡していると思います。

望月委員

秦野では非常に多角的ないじめ防止への取り組みがなされているのではないかと思います。巡回教育相談や子どもの自浄能力、こういう取り組みは非常に大事だと思うんです。県からも評価を得たということで、ぜひ、これからも伸ばしてもらいたい。

委員会に参加している子どもたちにはそれなりに感じ取るものがあるって、またあれを各学校に持ち帰って、生徒会等で

の取り組みがなされているのではないかと思います。ただ、学校や行政はいろいろな試みをしているんだけれども、昨今の状況の中では、いじめが明日起こらないか、自殺が起こらないかという状況は、どこの地域、学校にもあることだと思うんです。

自分も教員をやっているころに苦労した経験があります。学級崩壊やいじめを感じることは、自分の力がないんじゃないのかと先生方がますます悩んでしまうんですけれども、そういう学級崩壊、いじめを含めて、チームでやるんだという認識をぜひ学校の先生方にさらに持っていってもらいたいと思います。よろしくどうぞお願ひします。

高橋委員

秦野市の取組みを聞いて安心した面もあるんですけれども、いつどこで起こるかわからないというような緊張感は常に先生方に持っていていただきたいと思うんです。桐生の事件で、給食のときにひとりで食べているという報道がされていました。そういうときに、学級担任も目にされているはずなんです。その状態をどう考えてどう対処するかということで、随分当初の動きが変わってくると思うのですが、秦野の場合、給食は学級担任の先生は生徒と一緒にとられているんですか。

教育指導課長

おおむねグループあるいは1つのルールの中でやっており仲よし同士ということはございません。ただ、ご指摘のように、「給食のときにひとりで食べたことはあったけれども、いじめはなかった」という報道は、非常に違和感を感じました。担任は当然何かしら彼女の中にあるという視点を持つべきだったと思います。

教育長

報道を見ても「群馬で起きたことだ」とか「自分は平気だ」ではなくて、保護者は「自分の子どもがかかるわったらどうなるだろう」という不安感で心配をしているという認識を教員が持てないと。

ひとりでぽつんと食べている子どもがいたときに、その子の気持ちがわかる担任かどうかということです。特に子どもの命を預かるというような学校の教員は、鋭敏にそれに対して反応できるだけの感性を磨かなければいかんし、それが鈍いと自分で思ったら、鍛えて、治らないのだったらやめたほうがいい。それぐらいの厳しさを持っていないとこの仕事はできないです。

委員長

素質、素養を持った教員だけだったらしいけれども、たく

さん教員がいれば、その中には問題のある者もいるわけだから、問題は、管理職がそういうことをきちっと把握しているかどうかということだろうと思うんです。校長はかなり学内の隅々までちゃんと目配りをして教員の指導をする、あるいは生徒に直接指導するということができているかどうか。個人の教員が対応するということは大事なことだけれども、こういう問題は個人の対応だけでは十分にできない。事が起ってしまった場合は特にそうですけど、組織としてちゃんと対応するということを考えておかないと。学校の校長はきっと指導することを徹底してほしい。秦野では先ほどの話のとおり相当良い取組みをしているわけですから、それを実践に移すのは現場の管理職であろうと思うんです。ぜひ、そのことをやっていってもらいたい。

加藤委員

「いじめは特別なことじゃない。どこでも起きるんだ」ということの教員への意識づけは、私もそのとおりだと思いますし、それがわかったときに、チームで取り組むということが重要になってくるのだと思います。

いじめが起こったということは、学校運営をしている中で、一大事だと思うんです。危機管理の観点から言って、一大事が起こったときに、人はやはり思考能力が低下しますし、思考回路はちょっと変なほうへ行ってしまいますので、起こったときにどうするかを考えなければいけないような体制は後手になってしまふ。ですから、今のうちに、いじめが起こったときにはだれもが何も考えなくとも初期動作が起こるよう危機管理マニュアルをきっちりと整備する。そういう組織図なりマニュアルというようなものは現在あるのでしょうか。

教育指導課長

教育委員会では、いじめだけではなく、けが、不登校等に対応したフローは整備しております。全校でできているかということはもう少し調査が必要です。

望月委員

組織というものは情報によって動くので、情報がないと組織は硬直化してしまう。ですから、常に、横と縦の「ホウレンソウ」の原理をしっかりとすることが大事で、その中から情報をもとに分析し、対応をどうしていくかということが学校全体の取組みとして生まれるのではないかと思います。

委員長

この事件を先生たちはかなりシビアになっているのだろうと思うけれども、子どもはどう感じているんですか。子どもは余り新聞を見たりテレビを見たりしないから、知らない子

	が多いのかもしれないけど。
教育指導課長	10月30日に第3回の「いじめを考える児童生徒委員会」がございました。私も、四、五人の子どもたちと会話をしたけれども、そこで具体的に桐生の事件に触れる子どもはいませんでした。
委員長	こういうことは、意識するとバタバタッと起こるケースがあるじゃないですか。
教育長	集団生活をしていれば、いろいろなもめ事やトラブルや意見の違いは出るわけで、そういう関係の中でコミュニケーション能力や社会性や集団の一員である自覚が生まれてくるわけです。そういうような経過の中で起こっている事象で1人の子がみんなからワッと言われて、その子が今度は深く傷ついてしまって、自殺してしまう。そうすると、それもいじめになってしまします。
	これはいじめなのか、いじめにつながることなのか、今トレーニングをして、この子もちゃんと意見を言い返しているから大丈夫だというような見きわめをしなければいけないんです。はた目で見るといじめているように見えることでも、実は中ではいじめではないこともあるんです。逆に、ていよくやっているようだけれども、巧みにいじめていることもあるわけです。結果として、うまくいったらいじめじゃなかつたことになるし、自殺してしまうと「あれはいじめだった」となりかねないというところも、よく見極めないといけないので、そこが非常に難しいところです。
	今の子たちというのは、非常に傷つきやすいです。それから、被害者意識を持つ傾向が非常に強い。こういうものが相まって、学校の先生たちは、すごくセンシティブになって、本来なら、そんなことは子ども同士で解決して、一晩寝て、歯を食いしばって、また翌日言い返してやってうまくいくようなことまでがいじめだというので、それをバッと教員が入ってとめていく。これで本当にちゃんと人間性や社会性が育つかと思うようなことにまで教員が首を突っ込んでいくようなことも今起きつつあるんです。
委員長	ほかにご質問、ご意見は。
教育長	高橋委員から、インターナショナルフェスティバルの感想がもしあったら、聞かせてもらえますか。
高橋委員	今年は中学生が多くなって良かったです。坡州のキャンプ村に行った生徒がどのような発表をしてくれるかが楽しみで

伺ったんですけども、もうちょっと発表する時間を与えてあげたかったかなと。

本町中の国際教室の発表は、楽しかったです。いつも来日2年ぐらいの子が結構上手に日本語を話されるので、国際教室担当の先生は最初どのようにして生徒と意思疎通を図るんだろうかとか、ご苦労も伺えるんです。国際学級の生徒たちが発表する機会は余りないですよね。すごく日本語も上手、英語も、さらに母国語というような強い武器を持ってますので、こうした所で、光を当ててあげたいという気持ちがあります。

委員長

資料2「行政評価結果に対する今後の取組方針について」は、これで決定ということですか。

この内容で、部長級以上で組織された行財政改善推進委員会で市の方針として承認されました。今後、市としての意思決定を受けて公表というような段取りになっているのですが、その意思決定は現段階ではまだなされていません。公表についても、現状では日程については、まだ未定です。

教育長

意見は出たけれども、結局、最終的には教育委員会がやるよりも市長部局の意向ですべては動かされるというような気がします。だから、教育委員会での議論はどのくらい影響力があるのかということは非常に気になるところです。例えば私立幼稚園等就園奨励費補助金が廃止になり、苦情等が起きたときに、市長部局のほうはどう判断するかというと、教育委員会の管轄ですので、「教育委員会のほうに対応してもらってきてください」という話になる。責任は教育委員会が全部とらされて、決定は市長部局がやる構図になっているが、相手からすると、廃止を決めたのは教育委員会だということになるわけです。では、ここで教育委員さんが来年度も継続したほうがいいとなれば継続になる可能性はあるのですか。

委員長

まだこれは決まった話ではないということだったから、私もそれ以上申し上げなかつたんだけれども、このままの文章では市民にはわからない、説明にならないです。

教育総務部長

これはあくまでも教育委員会用にまとめたもので、これがそのまま出るということではございません。行財政改善推進委員会は、私も出ていますけど、前回の教育委員会の中でも、学習会やこの教育委員会会議の中でもいろいろご意見をいただきました。その点は、文章の中でも表記をしましたし、担当にも伝えております。秦野市全体での行財政改善という方

	向性ともリンクをしながら、教育委員会としてどうすべきかを、こここの意見を我々は吸い上げながら推進をしていく、そのような立場でありますので、ここでの話が全く無視されて行財政改革が進んでいくというような思いは担当の部長としても思っておりませんし、こういった場でいろいろなお話をされたことにつきましては、私も責任を持ってきちつと上げていくスタンスでありますので、ぜひ、理解をしていただきたいと思います。
教育長	洋上研修については、「23年度予算において、経費や一般財源の圧縮に向けて取り組んでいきたい」というのはどこがやるんですか。
生涯学習課長 教育長	企画です。
生涯学習課長 委員長 加藤委員	補助金や予算はみんな向こうが組むわけですね。そうすると、教育委員会は事業を実施するんですか、与えられた予算の中で。
生涯学習課長	そうです。
生涯学習課長 委員長 加藤委員	そのほかご質問、ご意見があれば。
生涯学習課長	「優良公民館表彰について」ですけれども、今年も続けて渋沢公民館が受賞ということで、非常にすばらしいと思うのですが、具体的にどのようなところが評価されての受賞になったのか。また、まだ受賞していない2館について状況をお聞かせいただければと思います。
生涯学習課長 委員長 加藤委員 生涯学習課長	渋沢公民館については、市民の方に事業の企画を提案していただいて、良いものをやっていただくという事業展開しているところが評価されているということでございます。具体的には、そば打ちの基礎講座や手づくりの布草履をつくり、ひな祭りの花ずし、タイの家庭料理教室等を展開しております。
生涯学習課長 委員長 望月委員	優良表彰を受けていないのは本町と堀川でございますが、本町については、基準を過ぎておりますので、来年手を挙げさせていただく考えでおります。堀川はもう少しかかるかなと思っております。
生涯学習課長	まだ立候補する要件を満たしていないということですか。
委員長 望月委員	堀川についてはそうなります。本町については満たしているけれども、一遍に2館というわけにもいかず、渋沢を今回出させてもらったということになります。
	そのほかいかがですか。
	公民館の受賞、おめでとうございました。毎年評価され、

	本当に大変なことだと思います。要因を考えてみると、まず秦野は教育委員会がしっかりと公民館を支えているということです。それから、館長を公募制にしてから、お互いが情報交換をして切磋琢磨しながらやっている。3つ目は、地域に目を向けて、公民館が地域を非常に上手に生かしている。この3点ではないかと思うんです。
教育長	担当課は公民館がこれだけの実績を上げていることに対して客観的な評価をきちんとできるようにしておいてもらいたい。秦野も、今そのまま来年度以降も同じ状況が保てるという状況には必ずしもないという気がしています。新しい公民館のあり方という面でプラスにとらえていくか、あるいは、今までの公民館活動をしっかりと継承していくという保守でいくのかによっても、これからの方は変わりますので、秦野としてのポリシーをしっかりと打ち出せるようにしておいていただきたいし、そうしないと今まで先人が頑張ってきたことが無になってしまいます。そこは担当課の頑張りどころだと思いますので、お願いしたいと思います。
委員長	こういうものは最も価値のあるものなんです、第三者評価ですから。
望月委員	渋沢公民館は講師たちが自ら企画しているんでしょう。財政難の折、参加者から講師が中心になって参加料を取るというようなシステムじゃないですか。
生涯学習課長	そうです。
望月委員	工夫したアイデアでいろいろ実践しているんじゃないかなと思います。
委員長	ぜひ続けて頑張っていただきますように。 そのほか、いいですか。
教育総務課長	クマは、捕まえたけど、また山に皆逃がすんですか。
望月委員	クマにつきましては、希少動物で殺してはいけないことがありますので、捕まえて、人間のところに来ないよう懲らしめてから山の奥へ逃がします。ところが、クマにつきましては1日50キロぐらい移動しますので、また舞い戻るという可能性が非常に大きいということでございます。
教育総務課長	地域はどこへ逃がしたんですか。東地区へ逃がしたんですか。
委員長	県で放棄する場所が指定されていまして、場所の名前は言えないんですけども、そこに持つていって逃がしています。 それでは、報告・提案に対するご質問、ご意見等はこれで

委員長

望月委員

教育指導課長

終了いたします

—休憩—

次に協議事項「平成23年度秦野市一般会計予算（教育費）の編成について」教育総務課長から説明をお願いします。

—教育総務課長より説明—

幼小中一貫教育研究委託事業ですけれども、幼小中一貫教育モデル2地区、幼小一貫教育モデル10地区、小中一貫教育モデル4地区、この地区のことについて具体的に教えてもらいたい。

それから2点目、国際理解教育推進事業で「小学校外国語活動授業支援委託料（上智短期大学連携）」、これはどういう内容の連携か。同じく国際理解教育推進事業に「英語教育活動講師謝礼」とあるのですが、これは具体的に、いわゆるALTとの関連が全くないとすれば、どのようなことなのか。

2点目の国際理解教育推進事業のご質問からお答えいたします。上智短大との連携は、今、イングリッシュフレンドという形で、小学校の外国語活動の授業に補助教師という形で学生たちが複数で各小学校に赴き、支援をやっていただいております。これは引き続き来年度も実施をお願いするので、同じ予算額を計上しております。

2つ目の英語教育活動講師の謝礼は、委託としてALTをお願いしております5名以外に、小学校の外国語活動の指導に当たる先生の謝礼でございます。

1点目の幼小中一貫教育研究委託ですが、渋沢中地区と鶴巻中地区は、幼稚園、鶴巻では保育園も入りますが、幼小中一貫の研究をやってございます。また、本町中学区では、小学校と中学校の関係の中で、生活指導を中心とした、いじめ・不登校改善というテーマで、南が丘中地区では、外国語活動と中学校の英語教育の連携と一貫性ということで、こういうモデル事業が幾つか本市もなされております。一番上の幼小中一貫教育モデル2地区は、恐らく今後も引き続きお願いすることになるだろうという見通しです。幼稚園と小学校は、現在、上と本町と西で行っておりますけれども、さらにそれを10地区ぐらいに分やしていきたいという見込みでございます。さらに小中につきましては、現在、先ほど申しました南が丘と本町が個別にやっていますが、これも倍の4地区あたりでやっていく方向を持ちたい。あくまで現場で何を選択するかというところを協議した上で確定していきますので、

望月委員

100万円という財源のもとに、そのモデルの内容に応じた経費配分をしていくということで考えている次第です。

委員長

教育指導課長

幼小中一貫教育の要望です。来年度からスタートする新総合計画の教育の重点施策の1つになっているわけですから、もっと多くつけてもらって、中身のある、そしてスムーズな移行を目指すということを望みたいです。

幼小中一貫教育の予算の中身は何ですか。

具体的には、講師等の謝礼が結構入ってきているのが今年の状況です。

もう一つ、研究所のほうで里地里山の研究委託も計上しておりますので、実際に自然環境を使ったものにはそちらのお金を使ってもらい、こちらのほうでは学習したり、あるいは幼小中学校の先生方の共通の研修会や共通の教材等に充てるという実態がございます。

教育長

幼小中一貫教育というのは、制度面で1つの流れをつくるということはもちろんあるわけだけれども、教育課題となっているいじめをなくしたり不登校をなくそうとか、非行問題にも対応できるようにしよう、学力向上も目指そうとか、多くのものをここに意図しているわけです。

そのためには、幼稚園、小学校、中学校という区分は区分でいいけど、管理職も含めた教職員の意識改革をして、連動性のある流れをいろいろな場面で工夫ができるべいいと思っているんだけども、具体的なものを出さないと、幼小中一貫教育なのかどうかがよくわかつていないんです。

だから、今、望月委員がせっかく予算の増額と言われているんだけど、配分しても各校で使いこなせないのではないかというようなことを感じていて、増額するにしても、内容、使途も含めて考えていかないと意味がないということがあります。

同時に、いじめ・不登校対策でも、小中一貫の流れを考えていかないといけない。特に中学校への指導助手の派遣は、発達障害の子どものためというより、少なくとも本町中で大変な子どもたちを抱えて、本当に悪戦苦闘している先生たちを少しでも助けられないかなという教育委員会としての使命としてこれはぜひ配置をしたい。

市長には、どこを重点的に絶対これだけはつけてほしいと教育委員として直接お願いするときに、はっきりとした考え方がないと頼めないですよね。

望月委員

今、教育指導課は、来年の取り組むイメージは持っているんですか。

教育指導課長

今、教育長がおっしゃったように、予算を配分して現場任せではないという認識は持っています。そのために今考えているのは、今年先行実施しているモデル校の実践のメニューを具体的に並べながら、この中からできることを考えましょう、あるいは、書籍や研究実践校の記録を見ながら、できることを一覧表にして各中学校に配りながら、何をその学校区でやるかということを明確にしていくことを考えております。

委員長

一貫教育は、学力をつけることなのか、人間をつくることなのか、両方なのか、そういうことを基本に据えたら、そのためには何をやるのかを具体的に考える場というものが必要じゃないですか。お金もですけど、それぞれのところに任せておく、何をやるかはそこで考えなさいというのではなくて、秦野市が狙う幼小中一貫というものは何を基本に据えるのかということは市としての合意というものが必要ではないですか。

教育指導課長

もう少し具体的に申しますと、3つの柱のイメージを持っています。1つは、幼小中の一貫教育の中で、どういう子どもの姿を望むのか。その地区で一貫教育を経て、ねらい、到達する姿、環境などを定める縦の組織をつくってもらいたいということがあります。

もう一つは、そのために自然環境、里地里山を活かした取組みは、その地区でどういうことができるか、これも幼小中の縦の組織の中で検討してほしい。

もう一つは、それぞれの講習別の交流であったり、一緒に子どもたちができる教育活動が何年生と何年生ではどのようなことがあるか。逆に教員同士が交流する、幼稚園の先生が小学校へ、小学校の先生が中学校へ、その中でどのような教育的効果があるか。

今申し上げた3つの柱は提起していきたいと思います。

委員長

学校だけの問題ではなくて、地域、親を含める、あるいは、いろいろなスポーツ指導のようなものを含めるといったことも同時に入れておくという組み合わせも必要ではないかという気がするんです。公民館や児童館などはもっと整理統合して、異年齢の人が同じ場で交流できる、そういう場を設定するということは大いに必要ではないかという気がするんで

教育長

す。だから、学校だけの問題じゃない。

幼小中一貫で、幼稚園と小学校と中学校の管理職同士が1つの方向性で一致するとグッと動くんです。ところが、小学校はどうもちょっと、中学校のほうが一緒にやりやすいという地区があるとすると、そういうところは小学校の校長がどこかでブレーキになっているんです。PTAは子どものためなら一緒にやろうということで動こうと思えば動けるけど、肝心の校長がブレーキを踏んじやっているから、PTAもそこで頓挫して動かない。地域も同じように動かない。こういうようなことがあるので、やはり、管理職だけではないけど、少なくともイメージを持った、地域ともうまく関係がとれるような人が学校にいないと、今、委員長が言ったようなことはなかなか難しい。

あとは、それでも動きが悪いときは、しようがないから教育委員会がブレーキを外すしかないですね。「これをやりなさい」と言って報告を上げるぐらいのことをやらないと本格的には動かない気がするんです。

同じ予算をつけても、何のためにつけるのかということを明確にしておかないと、ブレーキを踏むために予算を使ったりするから。

そうです。だから、枠はあるけど、審査して大したものじゃなきや出さない。そのぐらいのことをやつたっていい。

本来、学校に配分する予算は、その学校の取り組みを出していただいて、評価をして傾斜配分したい。ただ、そうなると子どもが犠牲になってしまう。校長が悪いために子どもが犠牲になってしまいうといふ問題は起こるのかもしれない。

もう一つ、特別支援介助員経費のところでご説明があつたけれども、障害を持った子どもが増えている。しかも多様化、重複化、重度化など、かなり深刻なお話もあつたけれども、なぜ増えているんですか。

全県下で同じように状況になっておりまして、ここ10年を単純に比較しても、軽度の子どもが、多くなっております。発達障害の子ども、アスペルガーとか高機能自閉とか、非常にこだわりが強い子どもで、知的には例えればIQが90とか70とか、生活自立はできているけれども、集団の中で、通常級の中で学習支援を受けることができないという子どもが、特別支援教育、あるいは障害特別支援学級の対象になっております。ですから、通常級に行くか特別支援学級に行く

委員長

教育長

委員長

教育指導課長

教育長

かということで悩んでいる家庭がすごく多くなっています。また、養護学校も、全体的に人数がふえていることから、なるべく地域で支援をというスタンスを持っていましたので、10年前だったら、養護学校、特別支援学校に在籍するような特性の子も、今は支援級に籍を置いているというケースも出てきております。それに伴って保護者の意識も、できたら養護学校ではなくて支援級を希望することが多くなっています。

もう一つの側面、職員の定数ですが、当然、多くなれば県費の教職員の派遣あるいは加配措置が行われるということが法に定めるところです。ところが、県のほうの財政状況も難しく、以前は5人いたら1名プラスだったものが、それがだんだん、5人いても1名プラスできませんとなり、市で支えざるを得ない状況があるという実状も見られます。

これは義務教育のほうの特別支援学級だけど、幼稚園に行きますと、幼稚園にも発達障害のお子さんが今は結構在籍しているまして、担任の先生ひとりでは見れないから、そのお子さんに臨時の先生が1人ついて、マン・ツー・マンで面倒を見ている姿がいっぱいありますと、今何人ですか、幼稚園で。

来年度の予定が47人です。

そのまま小学校に上がっていいくという構図ですから。私立の幼稚園は、人手も足りなかつたり設備が不十分だとかいろいろなことで、すべての私立が障害のあるお子さんを受け入れているわけではないと思うのですが、秦野の幼稚園は全部そういうお子さんを受けていますし、そのたびに人をつけているという現実があります。ですから、そういう面では、そういうお子さんにとっては恵まれた教育環境が保障されているのが秦野市だということになるけれども、だから、平塚市のほうが圧倒的に学校数も多いのですが、小学校1年生等を比べると、秦野のほうが障害のお子さんの数が多い。

博物館資料・文化財調査資料経費なのですが、東田原中丸遺跡ですけど、かなり時間もかけているのではないかと思うのですが、これから見通しはどうですか。

今、市道の山側の調査をやっておりますが、できるところが限られていますので、少しずつやっていくということで、全体としては、あと二、三年はかかるということです。

図書館での雑誌スポンサー制というのはおもしろいと思うけれども、これはどんな雑誌ですか。

望月委員

生涯学習課長

委員長

図書館長	例えば、健康の雑誌でしたら、どこかのお医者さんをスポンサーにして頼むとか、スポーツの雑誌でしたらスポーツ用品店に頼むということです。
委員長	一般に市販されている週刊誌や月刊誌、そういうものですか。
図書館長	そうです。今、図書館では月に177タイトルぐらい月刊誌をとっているのですが、そのうち頼めるものからと考えております。
委員長	雑誌を図書館に置いておく必要はあるんですか。
図書館長	今、団塊の世代が定年になりました、一番人がいらっしゃるところは雑誌コーナーです。
望月委員	公民館當繪工事費は、いつごろ概算がわかるんですか。
生涯学習課長	建築住宅課から来週には全部上がってくる予定です。
望月委員	西、南、鶴巻それ以外は出てこないんですか。
生涯学習課長	当面、この3つです、重点にやっていきたいということで。西は動かなくなっちゃったということと鶴巻は結構修繕が多いというところがありますので、そこを重点的にやっていきたいと考えております。
望月委員	総合計画で西中の体育館との複合施設とこの工事と関係を持たせているんですか。差し当たり緊急的な課題として之をやっていくという捉え方ですか。
生涯学習課長	当面の課題ということで、やらないと開館できませんので。確かに複合化の話もあります、頭に入れていかなければいけないことですけれども、それほど早くは今の公民館は解体までいかないだろうと考えておりますので、今の公民館が利用できるよう運営していくということで考えております。
望月委員	西中の体育館との複合化と絡んで、ここでお金がある程度かかるのであれば、西の体育館の建設を早めて対応できるものであれば、そうしてしまったほうが効率的ではないかと思ったわけです。
教育長	エレベーターの無い公民館に対してどうしていくのかという基本的な方針はありますか。
生涯学習課長	方針はありませんが、東、大根、南にはありませんので設置していくみたい。西は無理かなという気はしています。
委員長	公民館にはエレベーターや空調をつけるけれども、学校に空調をつけようとしたら大騒ぎになった。そういう人は公民館にはつけたほうが良いというんですか。その辺の線引きがよくわからない。

教育総務課長

これは今度は議案として出るんですか。

最終的には、3月の市議会に提出します。その前の教育委員会会議では、市長から、地教行法の29条で意見を求められ、議案として審議をすることになります。その前までは、教育委員会サイドとしてこの予算についてどう取り組むか、こういうことをしたいという協議でございます。

教育長

予算ゼロ事業があつて、ここへ載ってこないんです。いろいろな団体に協力いただいて、それで商品や何かを出そうとしてやっているのが親子川柳です。私は、親と子のそういう触れ合いの場や話題提供にはきっといい影響があるし、また明るい話題の提供になるだろうと期待しているので、予算をかけなくとも、ちょっとした工夫と努力で頑張っているということを教育委員さんもご承知いただいて、何かの折に応援してやってほしいです。同じように、ここに出てこないいろいろな事業もたくさんありますので、全般について教育委員が目を通せるような機会があるといいと思います。そういう細かいことにも委員のアイデアや発想を反映してもらえるといいのではないかと思います。

委員長

そういうものがあれば、別に送っていただければ良いと思います。

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席をお願いいたします。 [午後4時35分]

—関係者以外退席—

[削除]

委員長

以上で11月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後5時30分終了]

平成22年11月定例教育委員会会議録（秘密会）

日 時	平成22年11月12日（金） 午後4時35分～午後5時30分					
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室					
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委 員 高橋 照江 委 員 加藤 剛 教育長 金子 信夫					
欠席委員	なし					
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 三竹 芳則 行政経営課長 水野 和成 教育指導課長兼 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課庶務班 吉田 浩成					
傍聴者	なし					
会議次第	3 教育長の報告及び提案 (6) 子どもの事件・事故について 4 議 案 (1) 議案第22号 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定及び秦野市部設置条例の一部を改正することについて					
会議資料	別紙のとおり					

委員長	<p>「3 教育長の報告及び提案 (6) 子どもの事件・事故について」</p> <p>— 削除 —</p> <p>「議案第22号 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定及び秦野市部設置条例の一部を改正することについて」、教育総務課長から説明をお願いします。</p> <p>—教育総務課長より説明—</p> <p>次に行政経営課長から今回の組織改正の背景と内容について説明してください。</p> <p>平成23年度組織改正における背景について御説明させていただきます。</p>
-----	--

平成19年度に、部の見直し、大規模な組織改正を行いました。教育委員会の関係では、青少年課、文化会館を市長部局に移しています。

望月委員には、総合計画の策定の中で大変お世話になっていますが、少子高齢化について、現在65歳以上が5人に1人が、平成32年には3.5人に1人という想定がされています。人口についても、平成24年度をピークに減少に転じ、現在17万人であるものが、平成32年には16万9千人になることが見込まれています。そういった取り巻く環境の変化を受けまして、本市の財政も、税収の減少や、一方では社会保障経費の著しい増加が続いています。そうしたことを踏まえまして、多様化する市民ニーズに的確に対応するために、現在、新総合計画、行財政改革プラン、公共施設の再配置計画の策定を進めています。その計画が平成23年度からスタートするということで、着実な推進を図るために、より効率的で効果的な組織にするということで、組織の改正の基本を、簡素で効率的な組織にしていこうということから、組織の見直しを進めさせていただいております。

その中で、教育委員会の関係といたしまして、スポーツの振興に関することについては、教育委員会から市長部局のこども健康部へ移していくこうという提案です。

その理由ですが、スポーツは健康増進の礎であるといわれますように、スポーツと健康は密接に繋がっています。そのことから、両者がより連携しながら事業を推進することによって、市民の心身両面にわたる健康の保持増進を通じて、健康に暮らすことができる環境づくりを進めていきたいと考えております。

また、スポーツ施設の多くは、都市公園法および都市公園条例に位置付けられておりまして、市長が権限を有する都市公園内にスポーツ施設があるわけです。現在、その維持管理については、市長の方から補助執行という形で教育委員会にお願いさせていただいております。もともと市長にあった権限が、今は補助執行という形で教育委員会にお願いしていることもありますので、今後のあり方も含めて、効率的で効果的な執行が可能になるのではないかと考えています。そのことを踏まえて、スポーツ振興に関しまして、教育委員会を含めた全庁的な体制のもと、こども健康部において総合的に調整・連携しながら取り組んでいきたいと考えています。以上

委員長
行政経営課長

です。

他の資料について、説明をお願いします。

お手元にA3縦長の資料がありますが、左が旧、右が新ということで2列になっています。左上から順に説明させていただきます。

まず、企画総務部を新しく政策部に名称変更し、地域主権推進担当、新東名の周辺整備担当を含めまして、市長の意思を迅速かつ効果的に実現させるべく、政策形成や政策法務における機能の充実に努めていこうとしています。

市長室については、変更なしでございます。

財務部については、今まで納税課、未収金対策担当がありましたが、滞納額が市全体で今57億円という状況なので、債権回収課として、税外を含めて総合的に債権の回収に力を入れていく組織にしたいと考えています。

くらし安心部については、今まで福祉部にあった人権推進課を、くらし安心部に移行し、女性担当、男女共同参画の事務もあわせて、くらし安心部で担当していこうということになります。

福祉部については、今の関係で人権推進課が移行したという形です。

こども健康部ですが、先程御説明したとおり、スポーツ振興課を入れさせていただきます。

環境産業部については、商工課と観光課をひとつにし、商工観光課という形を考えております。

建設部については、道路公園整備課、道路公園維持課と道路と公園が二重にありますが、担当部署とのヒアリングを通じた中で、公園課という形でひとつにさせていただき、なお、建設管理課と道路公園維持課をひとつにして、道路管理課として組織を再編させていただきます。

都市部については、今まで特命職という形で、公共交通の担当であったものを課に昇格し、公共交通推進課を新たに設けます。また、都市計画課と都市づくり課をひとつにし、まちづくり推進課の名称に変えています。

下水道部、会計課、水道局、行政委員会については、現状どおりです。

教育委員会については、今後中身を教育委員会で検討していただきますが、調整段階としては、生涯学習部のスポーツ振興課が移行することに伴って、一部整理をさせていただき、

教育長

生涯学習課と図書館が教育部の中に入る形を考えています。

消防本部については変更ありません。

合計の組織数ですが、現在15部67課であったものが、この組織改正によりまして、14部66課となります。以上です。

この条例を新たに制定するだけで、ほかのスポーツ審議会とかサンライフの条例改正を別に出さなくて済むようにしているということですね。

そうです。

秦野市部設置条例の一部を改正する条例のほうは、そうはいかず、附則では直せない。

これは教育委員会だけではない全庁の部分ですから、これは1つで独立したものになります。

こども健康部というのは子どもだけなんですか。そこに大人の生涯スポーツが入っても大丈夫なんですか。

こども健康部は、子どもの健康ということではなくて、子どもに関すること、もうひとつ健康に関することを所管する部署になります。

教育のほうは教育委員会で決める事だというので、二部制でいくか一部制でいくかということは教育委員会会議で決めいいんですか。

この部の設置条例の中を見ていただくと、教育委員会の部分についてはございません。教育委員会につきましては、教育委員会の組織に関する規則というものがあります。その中で二部になっていて、この規則の改正をすることによって二部にでも一部にでも動かせる。規則は議会にかけないで教育委員会会議の中で決定できます。このサンライフの条例の下に、規則とか施行規程があります。当然、この条例が変わった後に、規則ですか施行規程については4月までの間に変えなければいけませんので、それはまた新たに教育委員会の議題として提案をさせていただくことになります。

ということは、この教育委員会の二部制か一部制かということについては、教育委員会に委ねられているという判断ですね。

そういうことです。

いつまでに決めればいいのですか。

議会でこの条例案が議決されると、それを受けまして、今度は市のほうの組織に関する規則を改正することになり

教育総務課長

教育長

教育総務課長

教育長

行政経営課長

教育長

教育総務課長

教育長

行政経営課長

教育長

行政経営課長

	ます。それと連動して教育委員会も教育委員会の内部の組織についての規則改正の手続を順番にとらなくてはいけないということで、その動きにつきましては、教育委員会事務局と連携をとってさせていただきたい。
教育長	事務局としては部についてはどこかで議論をやるんですか。
教育総務課長	いつの段階でこの話を出すか、議会の議案の決定を待って、その後に教育委員会会議に協議として提案させていただきます。
委員長	教育委員会だけが特別ですか。そのほかの部は、中をどうするかということはそれぞれの部に委ねられているわけではないですか。
教育総務課長	こちらの部の設置条例の中に入っていない教育委員会、監査等の行政委員会、議会などについてはそれぞれの所管になります。
教育長	消防も別ですか。
教育総務課長	別になります。
行政経営課長	私どものほうで全体の組織について各課でのヒアリングを行い、それからもう一つ、内部的に行財政改善推進委員会という府内の検討組織があり、各部長、教育委員会の部長も含めて、行政委員会の各事務局長、全部含めた中での内部検討組織を持っていますので、その中でもこれについて話し合いをさせていただいたものを提示しています。
望月委員	教育研究所は教育指導課の中に入るわけですか。
行政経営課長	現時点の案では、指導課の中に教育研究所が入るという形をとっております。
望月委員	私の認識が間違っているかもしれないんですけど、教育研究所は独立機関という位置づけにはなっていないんですか。
行政経営課長	条例があります。
望月委員	そうすると、当然、ここでまた条例を改めるということですか。
教育総務課長	教育研究所の条例は教育研究所をここに置きますという条例で、それがどこの位置づけになるという部分については取り決めがありません。
委員長	教育委員会の組織は教育委員会として検討していいということですから、機会をつくってこれについては検討するということでいいですか。
教育長	時間的には、次回教育委員会会議で検討するぐらいのスピ

	ード感で大丈夫ですか。
行政経営課長 教育長	年が明けてからで良いと思います まだここでの議論が不十分な段階で、このペーパーが案であっても、ひとり歩きする可能性があると思いますが。
行政経営課長	課だとか部の下の段階についてはこれからです。まして、その下に班については、規則の中で運用することになりますから、まだこれからしっかりと詰めていきます。
教育長	ただ、部を考える上で、組織上、課とセットにして考えていかないと、今後どうしていくかといったときに揺らぎますので、そういう意味で、課を合わせて比較をさせていただいております。
委員長	あとは事務局で調整して、教育委員にはすっきりした形でまたご提案してご審議いただくようになります。 それでは、「議案第22号 秦野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定及び秦野市部設置条例の一部を改正することについて」は原案のとおりでよろしいでしょうか。
委員長	—異議なし— よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。 事務局から連絡事項お願いします。
教育総務課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項により「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」となっており、第4回定例会開会後に、今回の議案第22号と同じ内容で議会から意見の照会があると思われます。その際、臨時会を開催し審議するところですが、本日の議案と同じ回答となりますので、了解いただければ、教育長の臨時代理で処理し、12月の定例会で報告という手続きで行いたいと思います。
委員長	皆さんよろしいでしょうか。
委員長	—意義なし— それではそのようにお願いします。 以上で、11月定例教育委員会会議を終了いたします。